

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 滋賀県東近江市五個荘小幡町68番地30

氏 名 ツチダ開発株式会社
代表取締役 土田 安子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西 脇 隆 俊

許可の年月日

令和 8 年 5 月 14 日

許可の有効年月日

令和 13 年 3 月 2 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①廃プラスチック類
- ②紙くず
- ③木くず
- ④繊維くず
- ⑤ゴムくず
- ⑥金属くず
- ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑧がれき類

以上8種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

この写しは原本と相違ないことを証明致します
且し、記名捺印(朱印)のあるもののみ有効
ツチダ開発株式会社

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成18年3月3日：当初許可
平成23年8月12日：更新許可
平成28年5月31日：更新許可
令和3年4月5日：更新許可
令和8年5月14日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・☒ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・☒ 無